

# 公 告

## 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、令和6年3月22日から同年7月22日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び宇部市産業経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和6年3月22日

山口県知事 村 岡 嗣 政

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ウェスタまるき西宇部店  
所在地 宇部市西宇部南三丁目1365の5

### 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社丸喜	山陽小野田市大字西高泊680の7	木谷 宏治

### 3 変更に係る事項の概要

#### (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

事 項	変 更 前	変 更 後
駐車場の位置	縦覧に供する届出書類に示すとおり	
駐輪場の位置	縦覧に供する届出書類に示すとおり	
廃棄物保管施設の位置	縦覧に供する届出書類に示すとおり	

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

事 項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	株式会社丸喜 有限会社くすりのタケシタ 株式会社Zmaker 午前9時30分	株式会社丸喜 有限会社くすりのタケシタ 株式会社Zmaker 午前0時00分
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	株式会社丸喜 有限会社くすりのタケシタ 株式会社Zmaker 午後11時00分	株式会社丸喜 有限会社くすりのタケシタ 株式会社Zmaker 午後12時00分
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時20分から 午後11時20分まで	午前0時00分から 午後12時00分まで
駐車場の自動車の出入口の数	4箇所	6箇所
駐車場の自動車の出入口の位置	縦覧に供する届出書類に示すとおり	
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前7時00分から 午後6時00分まで	午前6時00分から 午後9時00分まで

4 届出年月日

令和6年3月13日

5 変更年月日

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

令和6年3月27日

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

④荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

令和6年12月1日

③駐車場の自動車の出入口の数及び位置

令和6年3月27日